

Title	日中戦争時期の中国ムスリムにとっての憲政論：一九三九-一九四〇
Sub Title	Chinese Muslim's attitudes towards constitutionalism in the Sino-Japanese war : 1939-1940
Author	矢久保, 典良(Yakubo, Noriyoshi)
Publisher	三田史学会
Publication year	2015
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.84, No.1/2/3/4 (2015. 4) ,p.307(307)- 329(329)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	文学部創設125年記念号(第1分冊) 論文 東洋史
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-20150400-0307

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

日中戦争時期の中国ムスリムにとっての憲政論… 一九三九―一九四〇

矢久保 典 良

はじめに

日中戦争の勝利が確実視されるようになった一九四五年五月の中国国民党第六回全国代表大会で、蒋介石は戦後構想を提示した。そのなかで一九四三年九月の国民党第五期第一一回中央執行委員会全体会議（五期一一中全会）での「戦争終結一年以内の国民大会の開催と憲法制定を実施する」という公約に基づき、一九四五年一月一二日に憲法制定国民大会（制憲国大）を開催することを決定した（しかし、実際の開催は一九四六年まで延期された）。一九四五年八月に戦争が終結すると、憲政への移行に向けた準備は本格化され、特に憲法の制定と国民大会の位置付けをめぐって、盛んに議論されるようになった。そのような状況下で、中国ムスリムも民国前期

以来の彼らの悲願であった社会的・政治的地位の向上のために、戦後の政治参加の拡大を目指し、「漢人回教徒説」^①（中国に居住する漢語を日常語として用いるムスリムに対してイスラームを信仰する漢人とみなす説）を採用しつつもムスリムの特殊性を強調し、国民大会での代表枠の獲得を狙うという、いわゆる「国大回民代表（定数）問題」が発生した。最終的には一九四七年の憲法施行国民大会（行憲国大）での「内地における生活習慣の特殊な代表」という特殊議席を獲得することになる。^②このような憲政実施後の政治参加を目指す具体的な動きであった国民大会における回民代表（ムスリム代表）問題は戦争終結後に表面化した^③が、その淵源は戦時下から見られた。そこには、このような成果を獲得できる前提として、戦争中からのムスリムたちの憲政運動による土壌

があったと考えられる。戦時下でムスリムの統合を試みた団体であった中国回教救国協会^④(以下「協会」と略称する)幹部をはじめとしたムスリム知識人たちは、日中戦争中期から後期(一九四〇年前後から一九四五年)にかけて、当時盛り上がりをもせた憲政運動に呼応した動きをとっていた。戦後の憲政実施下での国民大会への参加を想定した試みとして、ムスリム知識人たちの憲政に対する議論に注目することができる。これは、彼らがどのように「戦後」を想定していたかを考察していく上で重要な示唆を与え、全国規模のムスリム団体の戦後構想を考察するための基礎になるからである。そこで、本稿ではムスリム知識人たちが憲法や憲政についてどのように考えていたかという彼らの憲政観を分析する。本稿では憲政自体に対する議論ではなく、「協会」とこの団体に近い立場をとったムスリム知識人たちのそれに対する論理を扱いたい。

本稿に関連する先行研究として、国民大会ムスリム代表に関する研究を挙げることができる。これらは南京国民政府時期の国民大会や制憲国大でのムスリム代表の定数をめぐる問題に関わるものである。^{⑤⑥}ただし、その前提となるはずの戦時下のムスリムの憲政運動に関して、特

に重慶国民政府(以下、重慶政府と略称する)下で憲政という問題をムスリムたちがどのように考えていたかはあまり注目されてこなかった。近現代中国、特に重慶政府下における憲政をめぐる動きや議論に関する豊富な研究蓄積がある。^⑦それらは、近現代中国と憲政との関係に主眼を置いたもの、憲政と独裁や専制と民主に注目したものなどである。^⑧そこで、本稿では重慶政府下での憲政運動の動きに関してこれらを参照していきたい。

一 中国ムスリム言論界における憲政論議の隆盛

一九三九年秋頃から国民参政会で憲政への早期移行を要求する声が高まった。一九三九年九月九日、第一期国民参政会第四回会議で、「国民大会を開催し、憲法を制定し憲政を實行する提案」が通過した。^⑨これに応じて、一九三九年一〇月には青年党、国家社会党、救国会、職業教育社の関係者たちが統一建国同志会を結成して、来たるべき憲政の実施に備えた(この組織は、一九四一年に民主政団同盟に改組された)。^⑩また諸準備として、一九三九年十一月の五期六中全会で「党・政・軍の行政機構を調整する」という決議がなされた。^⑪一九四〇年四月

には、国民参政会に設置された憲政期成会によって、この時期の憲政運動の最大の成果といわれる「五五憲草修正案」が提出された。⁽¹²⁾

こうした重慶政府下での諸勢力による憲政の実施を視野に入れた動きに対して、ムスリムたちも反応することになる。彼らは、前述の第一期国民参政会四回会議での国民大会の召集、憲法の制定や憲政の実施を請求するという重大な決議に呼応して、憲政運動を開始した。⁽¹³⁾それは、全国各地で憲法と憲政を議論するためにムスリムの立場から憲法に対する検討を加えることとその討論の場である憲政討論会を成立させること、憲法と憲政に関する文章を発表すること、各分会・支会レベルでの憲政討論会を組織して討論させることなどというものであった。

一九四〇年一月一日の〈協会〉常務理事会第三回談話会でも、憲政研究会を組織して防戦建国と憲法を認識すること及びムスリムを指導して選挙の運用を補助することが提案され、王曾善がメンバーを召集し検討した。⁽¹⁴⁾このように国民参政会における議論をはじめとした重慶政府下での憲政運動に対して、ムスリム言論界でも憲法や憲政に関する討論が開始された。民意を少なからず反映したとされる機関であった国民参政会にムスリム知識人

も参加した。⁽¹⁵⁾

重慶政府下での憲政運動は西南の各都市を中心に展開され、一九三九年から一九四〇年にかけての時期が運動の盛り上がりだった一つのピークであった。一九四二年になると、国民参政会は改組されて、リベラル派であった民主政団同盟のメンバーの一部が排除されたことなどによって、国民参政会が弱体化された。それに加えて、国家総動員法が公布され、統制が強化された。これらによって憲政運動に対しても重慶政府の態度が厳しくなり、運動は一旦下火になった。⁽¹⁶⁾

こうした憲政運動が展開された時期に、ムスリム知識人たちの間でも憲法や憲政に関する議論が活発になった。日中戦争時期のムスリム団体であった〈協会〉の機関誌『中国回教救国協会会刊』⁽¹⁷⁾やアホン・教師といった知識人養成のための高等教育機関であった成達師範学校の機関誌『月華』⁽¹⁸⁾などの定期刊行物をはじめとしたムスリムの言論界において、一九三九年頃から「ムスリムと憲政問題」に関係するテーマの記事が多く見られるようになる。その議論の盛り上がりを見せたピークの時期は、一九三九年から一九四〇年頃と一九四三年以降との二期に分けることができ、これらは重慶政府下で憲政運動の熱

気が高まった時期と重なっている。

〈協会〉機関誌『中国回教救国協會会刊』は、一九四〇年の第一卷第八期と第九期の二期にわたって「中華民國憲法草案」を参考資料として掲載した。²²これは一九三六年五月五日に公布された中華民國憲法草案（「五五憲草」）である。²³この記事では、憲法草案の掲載の意義を「憲法は一国の根本大法であるので、制定時に各方面を顧み、慎重に審査を加えなければならない。現在我々全國の教胞にムスリムの立場にあつて詳細な検討を加えるために、本刊（『中国回教救国協會会刊』）は憲政と憲法に関する文章を続々と発表していくほか、特に一九三六年五月五日の国民政府が宣布した『中華民國憲法草案』及び一九三七年四月三〇日に立法院で修正通過した『國民大会代表選舉法』をここに掲載して、各地のムスリムが憲法と憲政問題を検討するための参考とする」²⁴ためだと説明している。憲政運動が盛り上がる中で、〈協会〉傘下の青年組織であつた中国伊斯蘭青年会の広西省分会が、一九四〇年には「ムスリムの憲政問題の認識を促すため、国内ムスリム名士の憲政問題への意見を収集」して『回民と憲政』という書籍を出版した。²⁵このようにムスリムにおける憲政論議は重慶政府下での憲政運動に呼

応したものであると考えられ、戦争中期から戦後にかけてムスリム知識人たちの間でもそれらをめぐる議論が活発化していた。

二 論説「回民と憲政」から見る中国ムスリムの憲政観

次に、ムスリムによる憲政論議とはどのようなものであつたのだろうか。一九三九年から一九四〇年にかけてのムスリム言論界での憲政論に焦点をあてて考察していく。

謝松涛²⁶は「憲政・憲法問題を論じる」という論稿の中で、これまでの憲政運動の展開と國民大会の組織について紹介し、憲法に関して注意すべき点を説明した上で、全国ムスリムのあるべき努力のあり方について論じている。²⁷その中で、「中国には五千万という多数のムスリム民衆がいて、全人民の一〇分の一を占めている。憲政運動に対して、自ら喜んで参加し、憲法問題の検討に対して研究して共に努力するべきである。実にこれは抗戦建國中の最も重要な工作である。ムスリム知識人は憲政問題の検討に従事するほかに、合わせて特別に努力するべきである。憲政・憲法に対する事業を一種の普遍的な行

動とならしめ、未だ教育を受けていない大衆に至っては啓発・宣伝の仕事とすべきであり、憲政・憲法の内容をみなに明瞭にさせ、その純潔の見地を発揮させる」と説明している。これによると、中国における全人口に対するムスリムの比重の大きさを強調することで、憲政運動へのムスリムの参加の必要性を訴えている。また、「全国イスラーム同胞が三民主義を共に信じて共に守り、政府に協力し、憲法を推進し、革命の基礎を保証する道具を打ち立て、抗戦建国の使命を完成する」²⁸ 憲法が必要であると論じている。ここから、ムスリム知識人が憲政問題を検討することに従事すること、及び一般民衆に憲法や憲政を啓発し宣伝する任務を負っていると考えており、自分たちムスリムも憲政運動に参加することが必要であると主張していることがわかる。

このように、ムスリムが尽力すべき憲政運動への参加が主流な論調であった。それを象徴するような文章として、『月華』誌に掲載された巻頭論説「論壇…回民と憲政」という論稿がある。²⁹これを題材にとり上げて、ムスリムにとっての憲政に関する議論について分析していきたい。

まず、「憲政を実施して団結を強めることが、国を挙

げた上から下までの一致した要求であり、単に憲法の制定・公布・施行で決して満足することはできない。必ず国を挙げて上から下まで、種族を分けず、階級を分けず、宗教を分けず、農民・労働者・実業界全般・教育界・兵士を分けず、「全ての人に」みな憲政の実施の精髓をなしている意義を深く理解させることができる。そして、「全ての人が」みな誠意があつて率直である意見を提出することができ、「彼らは」代表を選び、国家と民衆の利益になる国家の大法を制定できる」³⁰と述べている。ここでは、憲政の目的は単なる憲法の制定・公布・施行だけでなく、憲政の実施によってもたらされる「国民」の団結を強化することであり、これは「国民」全体の要求であると主張している。後述の「九分の一の使命」という主張からも、ここでの「国民」は漠然としたものではあったが、ムスリム自らを含む中華民国に居住する全ての人々を想定していたと考えられる。

またこの論説中では、「憲法を実施する先決の問題は、まず民衆が憲法を擁護できるかどうかにある。幾人かの知識人が文章を作り、座談会を開くこと、或は公開で講演することだけで、決して目的が達成できるのではない。憲政の実行は、ただ某人、或は某派閥のためだけでなく、

すなわち全民のためであり、憲政の基礎を強固にしたいのであれば、民衆の訓練から始め、まず事前に一般人に小集団のことを成し遂げさせる。そして、その後再び国家の大政に参与させる。私はこの点をとても重要であると考えているので、イスラーム運動に従事する人はこれを特に注意すべきである」と述べられている。これは当時流行していた憲法運動の主流な様式であった幾人かの知識人による座談会や公開講演という方法とは異なる運動の様式を提示している。これに加えて、地方自治の訓練から始めることによって、身の回りの人たちのことを表す「小集団」による民主主義を成し遂げることができると主張して、ムスリムの国政への参与を求めている。ここにおける「小集団」とは「民族性」を強調せず、文化的・宗教を基盤とする社会集団としての自己集団を意識した言葉遣いであったと考えられる。このように、ここでは憲政における主流の議論を補う意味があるとともに、ムスリムを含むマイノリティ側からの視点での憲政に対する要望（ここではムスリムの国政への参加）が垣間見える。

次に、「憲政を早く成し遂げようとするのなら、第一に、人民に十分な意見を発表する機会を与える必要が

ある。五五憲草は以前の約法などと比べれば当然進歩しているけれども、抗戦前と抗戦後の状況もまた多くは異なっている。憲法は国民の公共の意志の反映であり、もし多方面で民意を求めず、みな各々に言葉を尽し意見を示さないのであれば、きっと全民からの擁護を獲得できないだろう。第二に、全民の力が推し進められるのならば、中国には四億人の広大な群衆があり、ムスリムは九分の一「の人口」を占め、盧溝橋事件が勃発すると、ムスリムは抗戦上で大きな貢献があり、前線・後方にかかわらず、みな政府の擁護と犠牲・奮闘の精神を表現でき、これにより憲政の問題の展開においては、ムスリムが少なくとも九分の一の使命を負わなければならない」と述べている。ここでは国民の意見に耳を傾けなければ憲政の実施はうまくいかないと論じている。また憲法は国民の公共の意志の反映であり、それはムスリム及びマイノリティにとっても憲法によって擁護された中華民国が公共性のある公共的な空間であることを想定している。前述のように、彼らはこの「国民」の中に自分たちムスリムをも含め、中華民国という公共的空間を共有できる存在として自分たちが負う「九分の一の使命」を強調し、人口の比重の大きさをアピールしている。この文章では、

憲政の早期の実施のための要件として人民が意見を述べる機会の獲得と、抗戦への貢献とその因果としての憲政への参加という二つの権利を強調している。これは、彼らによる国家へ尽くす「義務」（抗戦への協力）とその見返りとしての「権利」（政治参加）の主張と言い換えられる。

また「憲政運動は我が国の数十年来の民主運動の一貫した努力であり、今日すでに抗戦建国中の一つの重要な部門となった。憲法草案第五条は『中華民國の各族は、均しく中華民國国族の構成分子となす』と規定している。

これは中華民族が崇高な平和精神の最高観念を有していることを表現している。一部の不正確な政治、或は学術における偏見を打ち破ることができ、中華民國の各民族に平等な発展を獲得させ、文化を共有できる機会を向上させ、政府と人民の距離はますます接近し、人民と人民の間もますます密接に結びつき、これらの全ては以前の我が国の歴史上にはないところである。これは世界大同のスタートラインに到達することである。これによって憲政運動の熱烈な展開がムスリム自身にとっての中国イスラーム運動中の喫緊の工作⁽³³⁾の中で、「一部の不正確な政治、或は学術における偏見」を打破し、社会的・政

治的な地位を向上させるために憲政運動が役割を果たしていることを述べている。憲政運動は民主運動の一貫した努力であり、抗戦建国の重要な部門であると同時に中国イスラーム改革運動の中の喫緊の工作であるというように、憲政とイスラームの両者の運動を結びつけている。ここでは、五五憲草第五条によってムスリムを含む中華民族の各族が中華民國の「国族」であると規定されているので、これは中華民族が崇高な平和精神の最高観念を保有していることの表明であると論じている。ここからも、自分たちムスリムを中華民國の国民に位置付けている。これこそが憲政という論理を用いることによる自己の目的を展開するための大前提であった。

またこの論説の中で注目するべき点に、これらの文章中で孫文の遺教と蔣介石の訓話がいしきりに引用されていることである。蔣介石の訓話を用いて、憲政に対する主張を述べた箇所には、「私たちはこの訓話⁽³⁴⁾を読んで、領袖がイスラームの精神をどのように重視しているかが見てわかる。憲政の実施を保証することを有効にするために、国民大会はムスリム代表を増やす必要がある。調べてみると国民大会は最高の民意機関である。その任務は『孫文の』『政権』の行使と『治権』の監督であり、もっ

とも憲法の制定並びに憲法の施行期日を決定する特種な資格（国民大会組織法を見よ）を備えている。だから必ず代表が参加してはじめて、五千万のムスリムの意見を表現する機会が与えられ、真正な団結を獲得し、かつ建国の基礎をかためることができる。それと同時に、ムスリム同胞も自己の責任が重大であると当然認識しなければならない。憲法は全民による政治に対する意思表示であるため、憲政運動中で私たちはイスラームの政治上の地位を注意しなければならない。国家を愛護する熱意と誠意をもって選挙に参加し、国民大会召集の前に、我々はムスリム団体の組織を強化しなければならない。イスラームの既成の組織を利用して、清真寺を中心団体となし、四大民権の行使と運用の常識を練習し、並びに五権憲法の精髓をなしている意義を注入し、わけのわからないことになって皆が意見を言うだけになることを避ける³⁶⁾というものがある。この文章で引用された蒋介石の訓話とは、「辛亥革命ではまず五族共和が唱えられ、国民政府が成立したが、そこでは更に総理の遺教である各民族の一律の平等について重ね重ね言われている。だから、現在の中央政府による各民族に対する措置が、ただ帝政時代のなすところに反対し尽くすのみならず、民国

十五（一九二六）年以前の軍閥時代と比べて明らかに異なるところでもある。ムスリムに対して、例えばムスリム教育の提唱のように、ムスリム人材を育成し、ムスリム信仰を尊重し、イスラームの賢才を抜擢して任用する等の事実があり、全国イスラーム同胞はみな切実に理解できる」及び「ムスリムの増加率はとても高く、しだいに全国人口の多くを占めるだろう。彼らは身体の強壮に加え、勇敢に善戦し、全国民衆の中でも傑出していて、それにしっかりと定まった信仰と団結の精神がある。これは、大いに成熟できる民族の長所と言うことができる。ある人が言うには、仮に全国ムスリム同胞を集めるのなら、日本と相拮抗するのに十分である。ここに、中国イスラームの力量の偉大さを見ることできる。（中略）抗戦以来、全国ムスリムの軍民は抗戦に対するあり方が特に顕著で広く遍っている。これは精神誠意団結し、外から受ける侮りに共に抵抗するという良い現象であり、最後の勝利を勝ち取る前ぶれである」のことである。これは一九三八年一〇月一七日の甘寧青抗敵救国宣伝代表が西北軍民を代表して政府に旗を献上する儀式（獻旗典礼）上で蒋介石が行った訓示の引用である³⁸⁾。

これらの訓話を引用することで、憲政の実施の保証を

有効なものとするために、国民大会はムスリム代表の議席を増やす必要があり、憲政へのムスリムの参加を求めるといふ意見を提示している。蒋介石の訓話を聞いた上で、国民大会とムスリムの特殊性を強調し、憲政の実施とムスリムの議席の獲得とを結合させ、政治上の地位の保証を求めている。

またこの他には「私たちは全ての力を尽くして政府に協力し、訓政工作を強化しなければならない。では訓政の具体的工作とは何か」という自らの問いに対して、「いわゆる訓政工作の具体的な方法は、まさに地方自治を実施し、人民による四権の行使を訓練することである。

しかし訓政の意義は、人民に国家政治を担当する資格を備えさせることを確実に訓練させることである。この任務は中国の経済・文化のあらゆることでの立ち遅れた状況下で、とりわけその数千年の専制の腐敗した政治の後では、一つのとても難しく、かつ一朝一夕では完成できない仕事である」という蒋介石の訓話を引用して答えている。「訓政綱領」で形成され制度化された訓政は「抗戦建国綱領」で更に強化された。⁽⁴⁰⁾その前提としての立憲制の実現を規定する論理的な要因として、孫文の三序構想（軍政→訓政→憲政の三段階の国家建設構想）が

あったが、憲政実施は孫文の国家建設論の完成を意味し、国民党及び国民政府が主体的に取り組むべき課題であった。⁽⁴¹⁾この論説中で、蒋介石の訓話を引用することによって、今すぐの憲政への移行を主張するのではなく、訓政を経た上で憲政へと移行するという孫文の三序構想への支持を表明している。ここでは、訓政活動を強化し、ただ単に宣伝に頼るだけでは不十分であり、訓政を経てこそ憲政の基礎を築くことが可能となり、協力してその憲政運動の一端を担う必要があるという主張であった。このように、ムスリムたちも三序構想への支持を表明していた。そのような主張は別の論稿でもたびたび行われており、「憲政運動はただ宣伝に頼るだけなら、何の役にも立たないものである。必ず訓政を経ることが必要であり、そうすれば憲政の基礎を確立できる」という点からわかる。このことによって、政府への協力を表明すると同時に、訓政を経た憲政の実施を主張することによる三序構想への支持を示すことで、政治参加を求めているものと考えられる。

また蒋介石の訓話を引用するだけではなく、「ムスリム同胞は総理の遺教、とくに民権の初歩と五権憲法が最も重要である」ということの研究に努めなければならない。

民主政治は公共意見を最も重んじる。もし会議を開くことの常識をみな備えていないのならば、その状況では民権をいかに論じられるのか？またその五権憲法は総理が各国の憲法を研究し各国の政治の得失の源流を考査し、自ら作ったものである。未だかつてそれがなかったのであれば、詳細に研究したとしても本当の意味を理解できないに決まっている⁽⁴³⁾というように、孫文の遺教に触れて意見を述べている。ここでは孫文の四大民権を擁護することと憲政の公共性を主張することで、憲法を盾にして憲政に関する議論への参加をはじめとした政治参加を求めている。

孫文の遺教の擁護をはじめ、一九三八年一〇月一七日の甘寧青抗敵救国宣伝団代表による西北ムスリムの軍民を代表して挙行された旗幟典礼での訓示⁽⁴⁴⁾、一九三九年七月二六日の〈協会〉第一次全体会員代表大会の開幕典礼及び各省代表を招待した茶会での訓辞⁽⁴⁵⁾、さらに一九四〇年に華北のムスリムたちに対して配布した『告戦区回教同胞』⁽⁴⁶⁾など蒋介石の言葉を用いることによって、憲政議論への参加とそれを発展させた国民大会のムスリム代表の議席を求めるなどといった自己の要望を伝えていた。これらの利用はその発言の正当性の担保と「抑圧」を逃

れるための論法であったと考えられる。このことよって、国家の枠組みの中(支配者側の論理を逸脱しない範囲内)で権利を要求している⁽⁴⁷⁾。これは侮教事件への対応や初等教育実施の要求などと同様であった。

ムスリム知識人たちは、「約束された憲政」の象徴であった国民大会を擁護することと戦争の功績による因果としての権利を主張することの双方を生存戦略の論理として結合させて利用していた。彼らはその時の政治状況を判断しつつ、生き残りをかけての論理として憲政を用いながら、自分たちの地位向上を目指す道へと帰着した。

三 中国ムスリムにとっての憲政論…一九三九—一九四〇年

前節で取り上げた「回民と憲政」という論説中で、孫文の思想や蒋介石の訓話を用いながら、中国ムスリムの憲政運動への参加とその後の参政権の獲得へと結び付けようとする憲政観が描かれていた。では、その憲政観は彼らにとっていかなるものであったかの一端を、この時期の憲政に関する他の論稿を交えて明らかにしよう。

「回民と憲政」では、「中国のムスリムはすでに統一組織—中国回教救国協会を持っている。さらに各省分会・

支会が相繼いで成立し、地方自治を推し広め、ムスリム教育を普及し、兵役を施行し、国民道德等を向上させている。当方は党政機関と協力してそれらをみな進めている。中である。憲政運動は日に日に拡大している。これは国家百年の大業であり国民一人一人みな密接な関係がある⁵⁰⁾」というように、憲政運動を進展させるために、ムスリムの組織化の必要性和そのための団体として「協會」の重要性を強調している。清末民初以来「抑圧されている」という自己意識を抱くムスリム知識人は貧困と無教育（「貧愚」）からの脱却と社会的・政治的地位の向上など、長年の悲願の達成を目指していた。日中戦争の勃発という事態を契機として、悲願の達成をなすという統一的な組織をつくるために設立したのが「協會」であった。この団体は教育振興、社会救済、職業訓練等の実践によって目的を遂行しようとしていた。しかし、あくまでも中央の政治権力の方針から逸脱したものではありえず、ゆえに彼らの言説は国民党や国民政府の主張に沿ったものでもあった。ここでは、そのような組織であった「協會」は憲政運動という側面からみても重要な組織であったことが明かされている。これは社会的地位の向上に憲政運動を結びつけており、憲政運動に関わる「国

民」の中に自分たちムスリムを含めている。

ムスリムの憲政運動への参加という主張にはどのような背景があったのだろうか。一九四〇年元旦の国民月会において、当時桂林の成達師範学校の訓育主任であった謝激波は、「私たち全国四億人の同胞の中でムスリムは「中国における」重要な構成要素を占めている。そこで、まだ国民代表大会が挙行されず、憲政を討論する前に、当然私たちの意見と要求をできる限り述べるべきである。国家への貢献により当局が我々の意見を取り入れるのを斟酌することを、皆さんは知らなければならない⁵¹⁾」と述べている。それに加えて、「現在、政府は我々が意見を述べるのを待っている、我々はこの機会に率直な意見を提出せず、憲法公布の後に再びそれを言うのであれば、愛護と擁護を知らないことになり、それは根本的な誤りである。私はこの種の悪状況を徹底的に取り除くことを希望している。現在はまだに皆の意見を取り集め、より大きな成果を得られる公開討論を行う時期であり、最低でも一つの憲政・憲法の意義を理解する⁵²⁾」概念を明白にしなければならぬと強調している。ここには、国民大会に関する討論の前に、ムスリムたちも意見と要求を述べる必要があり、この機会に乗らなければ不利益が生じ

るとの危機感があつた。ここでも憲政への参加の要求をする際に、中国全体の人口に占める自分たちの地位の重要性を主張していた。⁽⁵³⁾ また、前述のようにムスリムの憲政論議は重慶政府下で活発化した憲政運動への対応であることも表明している。⁽⁵⁴⁾

加えて一九四〇年四月一六日に桂林で馬英泉という人物によって書かれた「憲政運動と回民」の中で、憲法と憲政やその実施についての説明、ムスリムの憲政に対する希望と、ムスリムが政治に参加する是非、ムスリムがどのように政治に参加するべきなのかについての意見などが述べられている。⁽⁵⁵⁾ その中で、ムスリムたちが、憲政は民主と法治の精神を備え、性別、エスニシティ、階級、宗教信仰にかかわらず中華民国の全ての民衆に対して政治的に平等であることを求めており、憲政のための法律である憲法が全ての人々に適合した法律であることを希望していると強調している。⁽⁵⁶⁾ さらに、「今後、憲政が阻害されずに実施できるだけではなく、全民衆にとって遵守できるものにするためには、全国の意見を広く集め、全国の人材を召いて目的の実現に共同で取り組む必要がある。それと同時に、「私は」ムスリムたちが誠意をもって、共同で協議することによって自分自身の憲政に

対する態度と意見を決定することを希望している」⁽⁵⁷⁾ という見解を提示している。ここでもムスリムたちが憲政に対する意見と態度を表明する必要性を強調している。

ムスリム知識人たちの間でこのような議論が出てくる背景に重慶政府下での憲政論議の隆盛という政治状況及び社会状況があるが、そこにはその機運に乗り遅れてしまったのならば、憲政が開始された後に自分たちだけがとり残され多大な不利益を被るとの危機感があつた。

またこれらの意見に加えて憲政運動をマイノリティの問題と結びつけた記述がある。それは、「憲政運動の実施は国内の少数民族の団結のために彼らを動員し抗戦に参加させることとても重大な関連がある。国内における少数民族問題を正確に解決するために、憲法内に明文規定がある。それは、一方で国内の少数民族に彼らが国家に占める地位を認識させ、同時に彼らに抗戦建国が負うところの重大使命を理解させ、他方で敵国による国内少数民族問題に対する挑発や離間の口実を断ち切り、同時に新しい中国の民族問題に一つの基礎を打ちたてるものであつた。私たちは中国国民党臨時全国代表大会宣言中の民族問題の再決定がいかにも正確であるか知っている。それは、『民族主義には二方面の意味があり、一つに中

国民族の自救解放であり、二つに中国国内の各民族の一律な平等である』とある。(中略)一九三六年五月に公布された中華民国憲法草案第一章総綱第五条の条文の中で『中華民国の各民族は均しく中華民族の構成分子に」とつて一律平等である』とある。ここから私たちは憲政の実施と少数民族はいかに緊密な関係にあるかを知ることができる⁽⁵⁸⁾というものである。そして、このような民国期における少数民族問題を解決するためには、「私たちは憲政運動において中国イスラーム方面でなすべきいくつかの工作を建議している」というように、ムスリムの憲政運動について言及することでその必要性を指摘している⁽⁵⁹⁾。その建議とは、全国のムスリムを召集し、憲政促進会を成立し、憲政研究の宣伝を推進すること、全国のムスリムの総人口と各地区の概況の調査を確実に進行すること、全国規模のムスリム新聞を発行することという三つの工作である。これらがムスリムによる憲政運動を促進する必須の事業であり、その実行が彼らの運動推進に繋がることを希求している⁽⁶⁰⁾。彼らは全体の政治に対する意欲を高めることと、現実政治の中で生き抜く感覚を身につけることが等しく求められていた。そして、それと同時に彼らはマイノリティの動員手段としての憲政

を主張し、抗戦と憲政を結合させ、その少数民族と憲政の中で、マイノリティ集団としてムスリムを位置付けている。これは議席を獲得し、特定団体の代表枠に繋がる論理へと発展させる可能性があった。民国時期のムスリム知識人における自己認識には「回教民族論」と「漢人回教徒説」という二つの潮流があった。なかでもこの時期、理事長白崇禧⁽⁶¹⁾をはじめとした〈協会〉幹部たちや国民党及び国民政府に近い立場の知識人たちは後者の立場をとっていた。たとえば、白崇禧は「『回民』は『回族』であり、回族は全て回教を信奉するというのは、この種の誤った思想である。私たちは徹底的に正さねばならない。本会の名称―『中国』回民救国協会―の『回民』の二字が含む意味を、『回教人民』なのか、それとも『回教民族』であるのか、と現在私は考えてしまう。表面上より混同するのを見ると、私は『『中国』回教救国協会』に改めることを主張する⁽⁶²⁾」というように、彼は「回民」に対する認識を持ち、日中戦争当時の主流だった「漢人回教徒説」を主張していた。それは、ある意味で「民族性」を否定したものだっただけで、特定の地域(領土)を持たないことで、マジョリティの漢人に埋没してしまおうのではないかという恐れを抱いていたものと

考えられる。この危機感からも、少数民族問題を文化・宗教に基づく社会集団としてのムスリム自身に広げることと憲政運動への自らの参加を主張していた。

また著名なアホンであり、〈協会〉の活動に協力していた馬松亭は五五憲草に対する意見を何度も述べている⁽⁶⁴⁾。その中で、ムスリム教育を提唱し、ムスリム人材を育成し、ムスリムの信仰を尊重するという規定が憲法に必要であると主張している⁽⁶⁵⁾。それは五五憲草の第一五条の規定とそれに対する補足(ムスリム教育への補助に対する憲法での保証)を希望するものだった。具体的な要求は漢人との平等的な権利の条文への明文化を獲得することを目指していた。ここから、自分たちへの差別の回避を望んでいたことがわかる。ただ具体的な要求とそのためビジョンは抗戦の勝利の確信とともにさらに具体化していった。これは一九四三年以降の憲政に対する彼らによる言説に表れてくるが、これは別稿で検討したい。

一九四二年前後からの戦況と国際環境が変容したことによって、国民政府を取り巻く内外の環境にも変化が起こり、再び憲政運動が盛んになった⁽⁶⁷⁾。これが契機となつて、ムスリム知識人の間でも再び憲政論が議論されるようになる。それは戦争勝利の確信とともに戦後の憲政の

実施に向けた動きであった。彼らは戦後における解決が急務の問題の一つとして、憲政の実施を中華民国の公民としての権利の問題に関わると考えた⁽⁶⁸⁾。その後、これらの動きはムスリムの選挙への参加などを視野に入れた参政権をめぐる問題へと展開され、本稿の冒頭で紹介した国民大会のムスリム代表問題をめぐる議論へと発展することになる。

最後に、本稿で取り上げた論説の大部分は桂林で展開されたものであることを指摘したい。実は一九三九年から一九四〇年のムスリムの憲政論の主要な中心地域は桂林であった。ムスリムの憲政論の主要なものが桂林で展開された意味を考えると、この都市は成達師範学校やムスリム論壇の中心にあった『月華』の出版地であるのと同時に、蒋介石と距離を置く白崇禧をはじめとした広西派(新桂系)の指導下にあった桂林という政治空間に数多くの第三勢力と呼ばれる人々が集まり、憲政運動を展開した。そのような都市の雰囲気はムスリムによる憲政論を支える土壌であった。この点も少なからず重要であると思われる。

おわりに

本稿で考察した一九三九年から一九四〇年までの間のムスリムによる憲政論をどのように考えることができるだろうか。日中戦争前半から中期にかけて、改革派ムスリム知識人たちによる日中戦争と自分たちとのバランスの採り方は、社会的・政治的地位の向上のため日中戦争と宗教信仰とを結びつけることであり、そのために抗戦に対する自分たちの責任をしきりに強調することであった。それは抗戦建国論と抗戦シャヒード論とを結びつけた「救国興教」という理念を全面的に押し出したり、二大祭などの宗教活動への抗戦的な要素の導入を行ったり、孫文崇拜における「政治信仰」と「宗教信仰」の分離という論法を使用したり、「漢人回教徒説」を採用したりするなどの方法を用いながら、抗戦への「積極」参加を主張することで自己の政治参加の拡大を図ろうとしていた。これが日中戦争中期から後期になると、戦争の勝利を意識し、戦後における団体を存続させるために、参政権の拡大を見据えた「生存戦略」としての意味も持つようになった。そして、それは自分たちの社会的・政治的地位の向上という悲願の達成のための手段として、戦後

に実施されるだろう憲政や「戦後の構想」を視野に入れたものとなった。その中で、憲政運動への参加から国民代表大会での議席確保問題へと繋げることのできる政治的な「戦略」をとるようになった。これは自分たちの「利益」を維持するために政治参入する手段としての選挙の重要性を意識したものと考えられる。戦時下での宗教団体や社会団体が戦後の自分たちのあり方も視野に入れつつ、政治的な権利や地位の向上を目指す試みの一環であった。戦争という時局こそが、自己の目標を達成できるかもしれないチャンスであり、自分たちが理想とする「近代化」のために「戦時」という時代状況を利用するものだった。そのためには自分たちの宗教心と現実状況との間で折り合いをつける必要が生じ、中華民国という国家の中で生き残るための選択として、侮教案の解決、教育振興、清真寺の管理制度の制定と同様に、政府が掲げた公式見解や法律などといった近代的なルールに則った上で自己の地位の向上と権益の維持を目指すことになった。これは憲政に関する議論においても同様であった。特に彼らはムスリムの中国国内での重要性を強調しながら、憲政論議への参加を求めている。

一貫した政治空間ではなかった中華民国は統一性と多

様性を持っていたが、現実の社会状況や政治状況の中で、ムスリムたちはその時々時代状況に合わせながら集団自体も自分たちを変化させつつ、「民族性」や「文化的な固有性」を用いながらしたたかに生きていた。自分たちを「国民」の一部として位置付け、「国民」の権利である「約束された憲政」の実施を標榜しながら、戦争への貢献と功績を強調することで、それに伴う自己の地位を向上させるための政治的な権利の獲得を主張していた。

本稿でとり上げたムスリム知識人による論説からも、彼ら社会的・政治的地位の向上及びその憲政運動の隆盛に乗り遅れることの危機感から、このような憲政論議への参加と憲政擁護の主張を繰り返したことがわかった。

そこでは、孫文や蒋介石への支持を表明しながら、政府側の論理や法律を使用することで、支配者側の論理を逸脱しない範囲内で権利を主張した。ただ彼らにとって憲政自体の中身を議論することが目標ではなく、蒋介石や中央政府を意識した論理を展開しながら、手段として憲政を使用したたたかな行動であったと位置づけられる。彼らにとって憲政は単なる政治体制選択の問題であるだけでなく、自己集団の長年の目標を実現するための論理であり、その主張こそがムスリムの政治的・社会的な

地位を挙げるための手段の一つであった。それは、政府と自己集団の双方に向けた発言であり、憲政運動の論理の利用であると言え換えられる。

そして、ムスリムにとっての「約束された憲政」としての国民大会の実施を擁護する方針と戦争への功績による因果としての権利の主張という双方を、生存戦略の論理として結合させて利用した。その時の政治状況を判断しながら生き残りをかける論理として憲政と憲法を用いながら、自分たちの目標の達成のために憲政を目指す道へと帰着した。その結果は、戦争終結後には憲法制定国民大会における「内地における生活習慣の特殊な代表」という枠の獲得に収斂した。このような議席獲得問題は政府中央の側から見ると多様な政治勢力をどう取り込むかという問題でもあり、また多種多様であった政治勢力の側から見ると彼ら自身が中華民国の中でどう生き残りを図ろうとしたかという問題でもあった。そのような中華民国の領域内の各勢力を結合させる接点として憲政の機能を見出すことができると考えられる。

なお今後の課題として以下の点を挙げておく。ムスリムたちの憲政論に対して外部からの影響があったかどうか、広西派による憲政論との類似性の有無や戦後を視野

に入れた団体の性格や構造の変化（ムスリム知識人層の目標の多様化、指導層の変化等）も見ていく必要がある。以上の問題は稿を改めて検討したい。

註

(1) 一九三〇年代のムスリム知識人による「漢人回教徒説」に関する議論を扱った研究には、山崎典子「近代中国における『漢人回教徒』説の展開…一九三〇年代のムスリム・エリートによる言説を手がかりに」(『年報地域文化研究』一七号、二〇一四年、一三六―一五六頁)がある。

(2) 陳紅梅「近代回族政治意識与国家認同―以1946年国民大会回民代表名額之爭為例」(『北方民族研究』二卷四期、二〇一〇年) 一二六頁。

(3) ただし、南京国民政府時期(特に一九三六年前後)にもムスリムの間で国民大会及びそこにおけるムスリム代表について取りあげられている(『国民大会代表全国回民競選大会敬告国内政府暨教胞書』『突岬』三卷九期、一九三六年、四三頁。「回教總會續請規定回民代表参加国民大会」『晨憲』二卷六期、一九三六年、三〇―三一頁。張仲和「回民電爭国民大会代表」『伊斯蘭青年』二卷九期、一九三六年、三―四頁。「再論回民請定国大代表之必要」『伊斯蘭青年』二卷一〇期、一九三六年、三―四頁)。

(4) 矢久保典良「日中戦争期の重慶における中国ムスリム団体の宗教活動とその特徴―中国回教救国協会とその重

慶市分会を中心にして」(『史学』七九卷一・二号、二〇一〇年) 五五―八六頁。矢久保典良「中国ムスリム団体にとつての『抗戦』と宗教―中国回教救国協会の理念を中心に」(『史潮』新七四号、二〇一三年) 三七―五二頁。

矢久保典良「近現代湖北回教社团与其社会活動―以中日戦争時期的中国回教救国協会湖北省分会和其初等教育工作為例」(胡春惠・周惠民主編『2012兩岸四地歷史学研究生研討會論文集』台北・国立政治大学歴史系、香港・珠海書院重州研究中心、二〇一三年) 八三―九八頁。

(5) 憲政とは、広義では憲法に基づく政治であり、狭義では立憲主義の内実としての国家権力の濫用を制約し、国民の権利・自由を保障する法規範であると定義されている(石塚迅・中村元哉・山本真編『憲政と近現代中国…国家・社会・個人』現代人文社、二〇一〇年、七八頁)。

(6) 松本ますみ氏は、中国イスラーム改革運動とムスリムのナショナル・アイデンティティについて論じた研究の中で南京国民大会時期的国民大会についてのムスリム代表に関して紹介している(松本ますみ「中国イスラーム新文化運動とナショナル・アイデンティティ」西村成雄編『現代中国の構造変動』三卷、東京大学出版会、二〇〇〇年、一一七―一八頁)。また「中国のムスリムを知るための60章」(中国ムスリム研究会編、明石書店、二〇一二年)の中でも、国民大会におけるムスリム代表について紹介されている(松本ますみ「回族とは何か―民族識別工作とエスニシティ」、木村自「回族か?回教徒か?」台湾回民のアイデンティティ」(三八頁及び三二九

頁。国民大会の代表とその定数をめぐる問題に關して、陳紅梅氏は近代におけるムスリムの政治意識について分析した一連の研究の中で、一九四六年の制憲国大でのムスリム代表問題について詳細な分析を加えている(陳紅梅「民国時期回族的自我認同与国家認同」『北方民族大学学报(哲学社会科学版)』二〇一〇年二期、一三二—一三八頁。陳紅梅前掲「近代回族政治意識与国家認同」一二五—一二九頁。陳紅梅「論近代回族国家認同的發生機制」『中南民族大学学报(人文社会科学版)』三三卷五期、二〇一三年、一三一—一八頁。その他にも、木村自「台湾回民の एसニシティと宗教—中華民國の主体から台湾の移民へ」(庄司博史編『移民とともに変わる地域と国家』二〇〇九年、六九—八八頁)でも、戦後の国民大会におけるムスリム代表について紹介されている。

(7) 主なものに、石塚・中村・山本編前掲書、久保亨編『一九四九年前後の中国』(汲古書院、二〇〇六年)、久保亨・嵯峨隆編『中華民國の憲政と独裁』一九二—一九四九(慶應義塾大学出版会、二〇一一年)、曾田三郎『立憲国家中国への始動—明治憲政と近代中国』(思文閣出版、二〇〇九年)、中村元哉『戦後中国の憲政実施と言論の自由』一九四五—一九四九(東京大学出版会、二〇〇四年)、金子肇「知識人と政治体制の民主変革—『憲政』への移行をめぐる」(村田雄二郎編『リベリズムの中国』有志舎、二〇一一年、二八六—三〇六頁)、横山宏章『中華民國史—專制と民主の相剋』(三一書房、一九九六年)、李在全『法治与党治—国民党政權的司法化

(1923—1948)』(北京・社会文献科学出版社、二〇一二年)、聞黎明『第三種力量与抗战時期的中国政治』(上海・上海書店出版社、二〇〇四年)、などがある。

(8) 主なものとして前者には、中村前掲書、久保編前掲書、曾田前掲書、石塚・中村・山本編前掲書、があり、後者には、横山前掲書、久保・嵯峨編前掲書、がある。

(9) 「第一屆第四次大会—關於内政事項者(共四十二件)」(秦孝儀主編『中華民國重要史料初編—対日抗战時期』第四編戰時建設(一)、台北・中国国民党中央委員会党史委員会、一九八八年)七五四—七五五頁。

(10) 段瑞聰「太平洋戦争前期における蒋介石の戦後構想(1941—1943年)」『中国研究』五号、二〇一二年)九頁。久保亨・土田哲夫・高田幸男・井上久士『現代中国の歴史—兩岸三地一〇〇年のあゆみ』(東京大学出版会、二〇〇八年)九六頁。

(11) 「調整党政軍行政機構案—民国二八年一月二〇日通過」(秦孝儀主編『革命文獻八〇輯—中国国民党歴屆歴次中全会重要決議案彙編(二)』中国国民党中央委員会党史委員会、一九七九年)二二—二二頁。中村前掲書、六二頁。

(12) 「憲政期成会提『中華民國憲法草案(五五憲草)修正草案』」(秦孝儀主編『中華民國重要史料初編—対日抗战時期』第四編戰時建設(二)、台北・中国国民党中央委員会党史委員会、一九八八年)七五四—七五五頁。金子肇「国民党憲法体制の統治形態—孫文の統治構想、人民共和國の統治形態との対比から」(久保亨編前掲書)三二頁。

中村元哉「近代中国憲政史における自由とナショナリズム」(石塚・中村・山本編前掲書) 三三頁。吉見崇「中華民国憲法制定と司法権の独立―司法行政部の帰属問題を中心に」(『中国研究月報』六八卷一二号、二〇一四年) 一頁。

- (13) 「発動憲政討論」(『中国回教救国協会工作報告』一九三八年八月―一九四二年二月)(王正儒・雷曉靜主編『回族歴史報刊文選―社團卷(下)』銀川・寧夏人民出版社、二〇一二年、一八八―一八九頁、所収)。「参考」中華民国憲法草案(上)、『中国回教救国協会会刊』一卷八期、一九四〇年、四〇頁。

- (14) 「常務理事会第三次談話会記録」(『中国回教救国協会会刊』一卷八期) 二六―二七頁。

- (15) 「国民参政会舉行第三次大会」(『回民言論』一卷四期、一九三九年) 一一―一三頁。

- (16) 「国防最高委員会所擬『關於修正国民参政会組織條例之決議案』『關於召集第二屆国民参政会之決議案』」(前掲『中華民国重要史料初編―対日抗戦時期』第四編戦時建設(二) 九二五―九二九頁。久保・土田・高田・井上前掲書、九六頁。

- (17) 「中国回教救国協会会刊」とは、一九三九年一〇月(二卷一期)から一九四八年一〇月(八卷二期)の間(途中中断を含む)発行された(協会)の機関誌である。全八卷五三冊で、半月刊(後に月刊に変更)であった(途中、『中国回教救国協会会報』、『中国回教協会会刊』と名称の変更がある)。発行や編輯責任は(協会)にあった。

発行地は総会の所在地であり、一九四六年には総会の移転とともに南京に移った。刊行の目的は、教胞の国家／民族の意識を高揚すること、抗戦の宣伝、教理の宣伝、イスラームの推進、イスラーム及びムスリムの状況を紹介することであった。また主な内容は、クルアーン、ハディース、論著、短論、評述紹介、文芸作品、時評、会務報告、会議記録、分支部会活動概況、各地ムスリムの概況、国内短訊、国外短訊、小統計等である。

- (18) 『月華』とは、北平の成達師範学校が主催し北平月華報社が編輯した機関誌である。全一七巻、計四八五期刊行。一九二九年一月に発刊し、一九三七年五月には休刊したが、一九三八年四月に桂林で復刊したあと一九四二年一二日再度休刊した。その後、一九四六年一月に重慶で再び復刊し、一九四七年六月には北平に移転したあと、最終的には一九四八年六月に停刊した。このように、発行地は北平、桂林、重慶、北平と転々とした。内容は、イスラームの教義を宣伝することに軸が置かれていたため、当初は宗教関連の文章が中心であった。

- (19) 主なものに、謝松涛「談憲政憲法問題」(『中国回教救国協会会刊』一卷五期、一九三九年、五―八頁)、「論壇・回民与憲政」(『月華』一二卷一―三期合刊、一九四〇年、一―二頁)、天行「回民与憲政運動」(『中国回教救国協会会刊』一卷七期、一九四〇年、五―六頁)、馬英泉「憲政運動与回民」(『中国回教救国協会会刊』二卷五期、一九四〇年、一三―一六頁)、王宝琦・馬金仁「我們對於現階段憲政憲法運動應有之認識―本校訓育主任謝激波先

生於本年元旦在国民月会席上講」(『成師校刊』五卷一一二期、一九四〇年、九一一九四頁)、丁增慶「回教青年与憲政運動」(『成師校刊』六卷八期、一九四〇年、一六八・一六九頁)、馬松亭「回教与五五憲草」(『国民公論』三卷一期、一九四〇年、三五六頁)、馬松亭「站在回民立場對於五五憲草貢獻一点意見」(『月華』一二卷一三一八期、一九四〇年、六頁)、などがある。

- (20) 主なものに、「伊斯蘭教抱与憲政運動」(『回教青年』六卷三・六期、一九四四年、二・三頁)、中国回教救国協會・国民大会代表回教同仁「憲法已明定回民政權」(『中国回教協會会報』七卷二期、一九四六年、一四頁)、「本会重視政治運動健全常務理事会成立憲政促進會」及び「全国回教一致力爭憲法地位」(『中国回教協會会報』七卷三・四期、一九四七年、四頁)、以斯馬・野牧「論回教在憲法中的地位」、「從憲法一三五条說到中国回教的将来」及び「為憲法一三五条覆我全国回教」(『回教青年』一九四七年三期、三・七頁)、趙明遠「來論…回民對憲法之願望」及び「回協總會正式提出聲明回民地位憲法應有保証」(『清真鐸報』新三〇号、三・四及び一・一二頁)、などがある。

- (21) 前掲「中華民國憲法草案(上)」四〇・四四頁。「參考・中華民國憲法草案(下)」(『中国回教救国協會会刊』一卷九期、一九四〇年)三四・三八頁。

- (22) 「中華民國憲法草案(全一四七条)」(繆全吉編著『中国制憲史料彙編—憲法編』台北・国史館、一九八九年)五四七・五六三頁。金子前掲「国民党憲法体制の統治形

態」二九・三一頁。楊天石「1946年政治協商會議後の憲法草案修改原則をめぐる論争」(山田辰雄・松重充浩編著『蔣介石研究—政治・戦争・日本』東方書店、二〇一三年)二〇九・二一一頁。

- (23) 前掲「中華民國憲法草案(上)」四〇頁。

- (24) 本書はまだ入手できていないが、新刊紹介の広告等に記されている目次では以下である。それは、光禹「前言」、「唐」柯三「對於實施憲政之我見」、馬松亭「站在回民立場對於五五憲草貢獻一点意見」、謝松濤「談憲政憲法問題」、鄭道明「關於回民与憲政的三言兩語」、王汝新「回民對憲法認識与努力」、明增「編後記」である(『新刊紹介』及び「伊斯蘭青年会桂分会近訊」(『月華』一二卷二二・二七期合刊、一九四〇年、一九及び二四頁)。この所収の論説の大部分は、『月華』や『中国回教救国協會会刊』などのムスリム定期刊行物上に掲載された文章の転載であると思われる。

- (25) 謝松濤(一九〇九・一九九四)、河北安国出身のムスリム。河北大学法科卒業。桂林の国立成達師範学校校長を務め、台湾へ遷ったあと、司法行政部調査局処長、(協會)常務理事、台北清真大寺董事長、中国文化大学教授兼中華學術院回教研究所所長などを歴任した(楊惠雲主編『中国回教大辞典』(上海・上海辞書出版社、一九九三年、九四六頁、及び賈福康編著『台湾回教史』台北・伊斯蘭文化服務社、二〇〇二年、二〇三・二〇四頁)。

- (26) 謝松濤前掲「談憲政憲法問題」五一・八頁。
(27) 同上、七頁。

(28) 同上、八頁。

(29) 前掲「回民与憲政」一一二頁。

(30) 同上、一頁。

(31) 同上。

(32) 同上。

(33) 同上。

(34) 「中華民國憲法草案」第五條（繆全吉編前掲書）五四八頁。

(35) 前掲「回民与憲政」一一二頁。

(36) 同上。

(37) 「蔣委員長對全國回民的訓示」（「回民言論」一卷一期、一九三九年）二一三頁。

(38) 「甘寧青救國宣傳團告全國回教同胞書」（『边疆半月刊』三卷一〇一二期、一九三八年）一四頁。前掲「蔣委員長對全國回民的訓示」二一三頁。

(39) 前掲「回民与憲政」二頁。

(40) 「訓政綱領」（繆全吉編前掲書）三一八頁。「中國國民黨中央執行委員會提『中國國民黨抗戰時期綱領草稿』（提案五八号）」及び「中國國民黨臨時全國代表大會決議通過之『中國國民黨抗戰建國綱領』（前掲『中華民國重要史料初編——對日抗戰時期』第四編戰時建設（一））三九一五一頁。

(41) 「建國大綱（一九二四年四月二二日）」第五條（秦孝儀主編『國父全集』一冊、台北・近代中國出版社、一九八九年）六二三頁。久保・土田・高田・井上前掲書、五六頁。石塚・中村・山本編前掲書、七頁。中村前掲書、一

〇頁。

(42) 前掲「回民与憲政」二頁。

(43) 同上。

(44) 前掲「蔣委員長對全國回民的訓示」二一三頁。前掲「甘寧青救國宣傳團告全國回教同胞書」一四頁。

(45) 薛文波記錄「蔣總裁開幕典禮訓詞」及び薛文波「蔣總裁在本會招待各省代表茶會時訓詞」（『中國回教救國協會第一屆全國代表會員大會特刊』一九三九年）五一六頁。

(46) 蔣總裁（蔣介石）「告戰區回教同胞書」（『中國回教救國協會會刊』一卷一期、一九四〇年）。

(47) 「桂分會舉行第一屆代表大會」（『中國回教救國協會會刊』二卷五期）。常明遠「論建國興教」（『突輿』八卷七一期、一九四五年）八頁。

(48) 安藤潤一郎「『回族』アイデンティティと中國國家——一九三二年における「教案」の事例から」（『史學雜誌』一〇五編一二号、一九九六年）六七・九六頁。矢久保典良「侮教事件——中國近代史上の回漢對立」（『中國ムスリム研究會編前掲書』二四八・二五二頁）。

(49) 矢久保前掲「近現代湖北回教社團与其社會活動」八三・九八頁。

(50) 前掲「回民与憲政」二頁。

(51) 王・馬前掲「我們對於現階段憲政運動應有之認識」九一頁。

(52) 同上。

(53) 同上。

(54) 同上。

(55) 馬英泉前掲「憲政運動と回民」一三一―一六頁。

(56) 同上、一四一―一五頁。

(57) 同上、一六頁。

(58) 天行前掲「回民と憲政運動」一五頁。

(59) 同上、五一―六頁。

(60) 同上。

(61) 白崇禧(一八九三―一九六六)、字健生、広西桂林出身のムスリム。一九三七年、軍事委員会副參謀總長、一九三八年二月に国民政府軍訓部長。その後は、中央陸軍軍官学校校務委員、桂林行營主任、国防最高委員会常務委員、国民党中央執行委員会常務委員、(協会)理事長、中国宗教聯誼会常務委員、代參謀總長、代陸軍總司令、行政院政務委員兼國防部長、戰略顧問委员会主任委員兼華中剿匪總司令などの要職を歴任した(徐友春主編『民国人物大辞典(増訂版)』石家莊・河北人民出版社、二〇〇七年、二九二頁)。

(66) この条文は「人民は宗教を信仰する自由があり、法律に依らなければこれを制限することができない」というものである(『中華民国憲法草案』第一五條、繆全吉編輯前掲書、五四九頁)。

(65) 前掲「回民と憲政」一頁。馬松亭前掲「回教と五五憲草」三五六頁。馬松亭前掲「站在回民立場對於五五憲草貢獻一点意見」六頁。

(64) 馬松亭前掲「回教と五五憲草」三五六頁、馬松亭前掲「站在回民立場對於五五憲草貢獻一点意見」六頁。

の中心的人材を育成した(松本ますみ「馬松亭」(附章現代イスラーム思想家群像)小松久男・小杉泰編『現代イスラーム思想と政治運動』東京大学出版会、二〇〇三年、三三六頁)。

(62) 「白理事長第一次大会致詞―『回教』と『回族』之区分」(『中国回教救国協會会刊第一届全国代表大会特刊』一〇頁。賈廷詩他『白崇禧先生訪問記錄』(台北・中央研究院近代史研究所、一九八四年)五七六―五七七頁。

(63) 馬松亭(二八九五―一九九二)、北京出身のムスリム、イスラーム学者、教育者、社会活動家。近代中国イスラーム四大アホンの一人と称せられる。一九二五年、濟南で成達師範学校を創設し、一九二九年に北平に遷した。雑誌『月華』を創刊させ、民国期の中国イスラーム復興

(68) 「社論・勝利獲得後待解決的回教問題」(『清真鐸報』新二七号、一九四五年)二―四頁。

(69) 「中国回教協會工作報告(一九四八年)…辦理回民国代選舉」(中国第二歴史档案館編『中華民国档案資料匯編』第五輯第一集文化、南京・江蘇古籍出版社、一九九四年)七一九―七二七頁。

(67) 中村前掲書、二、九一―〇及び四一―四二頁。中村前掲「近代中国憲政史における自由とナショナリズム」三五頁。石島紀之「総論・重慶国民政府論」(石島紀之・久保亨編『重慶国民政府史の研究』東京大学出版会、二〇〇四年)一九頁。久保・土田・高田・井上前掲書、九六頁。段瑞聰前掲「太平洋戦争前期における蒋介石の戦後構想」一及び二四頁。

(70) 矢久保前掲「中国ムスリム団体についての『抗戦』と宗教」三七―五二頁。

(71) 矢久保前掲「日中戦争期の重慶における中国ムスリム団体の宗教活動とその特徴」一五五―一八六頁。

(72) 前掲「白理事長第一次大会致詞」一〇頁。賈廷詩他前掲書、五七六―五七七頁。

(73) 「制憲国民大会代表之選舉及遴定」及び「国民大会組織法（民国三十六年三月三十一日国民政府公布、全一四條）」「国民大会代表選舉罷免法—民国三十六年三月三十一日公布、全四七條」（中華民国重要史料初編編輯委員會編『中華民国重要史料初編—対日抗戦時期』第七卷戦後中国（二）、台北：中国国民党中央委员会党史委員会、一九八一年）六〇〇―六三五及び七七五―七八四頁。